平成２３年（フ）第２３２４号
札幌市東区北20条東13丁目２番16号　ドリームハウス20―101号
債務者　尾崎由美子（旧姓打矢）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４号
札幌市北区麻生町６丁目５番14号　ペルセウス麻生301号、前住所北海道室蘭市舟見町１丁目11番20号
債務者　山中　文雄
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
北海道白老郡白老町川沿４丁目８番25号
債務者　阿部　幸枝
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
北海道室蘭市本輪西町４丁目６番12号
債務者　福島　洋子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
北海道白老郡白老町字社台112番地５
債務者　藤村　弘光
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
北海道斜里郡小清水町字小清水403番地
債務者　古舘　勝好
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
岩手県奥州市水沢区真城字宮沢５番地13
債務者　佐々木範明
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第５０号
山形県東田川郡庄内町余目字土堤下16番地15、前住所山形県鶴岡市藤浪２丁目20番地５
債務者　秋庭　豊和
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第６８号
山形県酒田市光ケ丘１丁目２番50号
債務者　金森　直美
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第２７０号
群馬県富岡市妙義町菅原488番地67
債務者　竹田　陽子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第５０２号
埼玉県入間市扇町屋５丁目４番29号　グランメール206、前住所埼玉県入間市高倉２丁目10番５号　サンパティオ1001
債務者　岡地　裕文
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５０３号
埼玉県入間市扇町屋５丁目４番29号　グランメール206、前住所埼玉県入間市高倉２丁目10番５号　サンパティオ1001
債務者　岡地　正子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５１５号
埼玉県飯能市大字川寺637番地１　プラザドゥ町田Ｃ―101、前住所茨城県古河市諸川1329番地７
債務者　財部　正利（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５６４号
埼玉県ふじみ野市亀久保３丁目13番11号　中宿レジデンス203
債務者　楠瀬　正高
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５６５号
埼玉県ふじみ野市亀久保３丁目13番11号　中宿レジデンス203
債務者　楠瀬　直子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５９１号
埼玉県所沢市けやき台２丁目５番地の１　グランドールヤマト102、前住所埼玉県所沢市上新井２丁目44番地の１　サンヒルズ小手指102
債務者　榎木　浩二
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日までさいたま地方裁判所川越支部